



The Weekly Report of

Hakodate North R.C.

# 函館北ロータリークラブ会報

2002～03年度

国際ロータリー・テーマ

Sow the Seeds of Love



2002～03年度

国際ロータリー会長

ピチャイ・ラタクル

慈愛の種を播きましょう

小笠原 孝 会長テーマ 『仲間を増やしロータリーを広めよう』



8月7日卓話 出原 和正氏

## 《第1884回例会》 第7号 8月21日(水)

本日のプログラム

夜間例会「ピアパーティ」

ハーバービューホテル 18時30分～

★会長 小笠原 孝 ★幹事 増田 定雄

例会場：函館国際ホテル 〒040-0064 函館市大手町5-10 TEL23-5151  
 例会日：毎週水曜日 12:30～13:30 事務局 函館市大手町5-10 ニチロビル4F TEL23-3870

(34)

あげることが経営の安定のため不可欠であるといわれています。因みに、図⑨は収入に  
 しめる国内線シェアです。

ということ、一社が強すぎるより、二社が拮抗して競う方が、価格やサービスで利  
 用者メリットがうまれるであろうし、結果JALとしても経営基盤の強化につながるう  
 いうのが、私どもの思いでございます。

今年の10月には、共同持ち株会社(日本航空システム)を設立、2004年4月には、二社  
 を事業別会社に再編する運びになっております。お客様へのメリットということでは、  
 10月から普通運賃を約10PCT値下げ、統合記念で割引率を高めた「J1回数券」を新設、  
 マイレージの提携、空港ラウンジの共用化をはじめることとなっております。

いずれにしても、路線便数面では、全国的に、すくなくとも遜色ないレベルにな  
 るわけで大いに競合しようと思っておりますので、よろしく願います。

◎第1回喜多会成績

7月23日(火)

大沼レイクG.C.

(敬称略)

	大沼	小沼	G	H	N
優勝	38	42	80	15	65
準優勝	42	41	83	14	69
1位	54	52	106	36	70
2位	43	44	87	11	76
3位	45	39	84	7	77

(会報担当者：調 幸一郎 委員)

◎7月22日出席報告

会 員	49名	出席率対象会員		出席率規定免除会員	
		出席	欠席	出席	欠席
当日出席	26名	当	日	欠	席
他クラブ出席	9名	出	席	合	計
出 席	率	76.09%		35名	

・テレフオンサービス(例会移動案内)電話23-2377番

次回・8月28日 会員卓話「私の人生」

福井 昇 会員

プログラム

2002～2003 (第1882回例会) 第5号  
7月31日の記録

◎司 会 小笠原 孝 会長 ◎斉 唱 それでこそロータリー

◎ピジター 函館 R.C. 日下部博久君・松方一雄君、函館 亀田 R.C. 坂本幸夫君

◎会長報告 小笠原 孝 会長

- 小林ガバナリーより公式訪問のお礼状が届いております。
- 国際ソロプチミスト函館 今 会長よりチャリティ茶会のお礼状が届いております。
- 成沢元会長が逝去されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。
- 函館北 R.C. 奨学生の上野谷 強 君からお礼状が届いております。

◎幹事報告 増田 定雄 幹事

- 会員推薦がありました。異議のある方は8月6日までに書面にて理事会へご提出下さい。
- 当クラブの職業分類表の見直しをすることになりました。ご自分の職業分類の変更のある会員は職業分類委員長又は幹事迄お知らせ下さい。
- ロータリーレポートは8月1日より1\$120円に変更となります。
- 当クラブ8月14日の例会は自主体合に変更となっております。
- 函館 R.C. 8月8日の例会は夜間例会に変更しております。
- 千葉港 R.C. より会報が届いておりますので回覧致します。
- 8月21日は夜間例会に変更です。ピアパーテイです。

◎親睦活動委員会 増山 正 委員長

ニコニコBOX投入報告

小笠原会長・大和会員・森 会員・田畑会員・川村会員・柴前会員・佐々木会員  
……BOXに協力。

はならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めなければならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

## 第8条 出席

第1節 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、例会に出席したものと見なされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後の行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメークアップしなければならない。

第2節 理由のある欠席。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

## 第11条 会員身分の存続

第1節 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存続する間存続するものとする。

第2節 自動的終結。

- (a) 会員の資格条件。会員が、会員の資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、
  - (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらったために1カ年を超えない期間を限り、出席義務規定の特別免除を与えることができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類に現実に従事しており、かつ、引き続きその他すべてのクラブ会員たる条件を満たしていることが前提である；
  - (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。但し、その会員は、同一職業分類において依然として活動し